

## Information 復興庁福島国際研究教育機構室

## 4月15日(土)、福島国際研究教育機構(F-REI) 設立記念シンポジウムが開催されます

4月15日(土)に福島国際研究教育機構(F-REI) 設立記念シンポジウムが開催されます。国内外の著名人によるメッセージ・講演や、地元企業や学生の方々によるスピーチ・トークセッションなどを予定しています。皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 4月15日(土) 午後1時～午後5時

■ところ いわき市ワシントンホテル  
※別途オンライン配信を実施予定

## ■申し込み方法

今後ホームページなどでお知らせします

## ■申込期間・期限

今後ホームページなどでお知らせします

問 復興庁福島国際研究教育機構室(仮)

☎03-6328-0264

## Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など 減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

## ■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**

令和7年2月末まで・・・免除継続

令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

## Information 産業振興課

## 農家の皆さんへ

農作業においてトラクターなどを使用し公道へ出て走行する際には、泥などを落としてから走行するようお願い申し上げます。

公道はきれいに使用しましょう。

問 広野町 産業振興課 ☎0240-27-4163



## Information 環境防災課

## 事業所の方へ 事業所から出るごみは、各地区のごみステーションには出せません!

(※事業者とは、工場、事務所、商店、飲食店などの営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、教育施設、NPO法人、宗教法人なども事業者該当します。)

**各地区のごみステーションに出せるのは、家庭ごみだけです。**

事業所から出るごみは、各地区のごみステーションには出せません。

家庭ごみのステーションに事業系ごみを排出した場合、不法投棄にあたります。

不法投棄は廃棄物処理法違反として5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金または併科に処せられる場合があります。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

## Information 広野町教育委員会学校教育課

## 令和5年度広野町奨学資金貸与事業のご案内

■奨学資金の額 月額10万円以内

■貸与を受ける人の資格

- ・専修学校専門課程、短期大学、大学(大学院を除く)に在学していること。
- ・大学などに合格した際、広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
- ・他の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。
- ・経済的理由により、修学が困難と認められること。

■申請方法

奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。  
願書は学校教育課でお渡しします。

■受付期限

令和5年5月8日(月)まで ※土日祝日を除く

問 広野町 教育委員会学校教育課

☎0240-27-4166

## Information 広野町教育委員会学校教育課

## 令和5年度育英奨学資金給与事業のご案内

■給与額

月額5,000円

■貸与を受ける人の資格

- ・広野町に住所を有する人で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められること。
- ・他の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。

■申請方法

奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。  
願書は学校教育課でお渡しします。

■受付期限

令和5年5月8日(月)まで ※土日祝日を除く

問 広野町 教育委員会学校教育課

☎0240-27-4166

## ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか?

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

## 広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします!

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索